

全ての子どもにゆきどどいた教育の実現を

西山正一

1 「夕張再生と、子どもの教育・貧困 —夕張における小学校問題を考える—」

夕張高等学校 熊谷 泰昌

はじめに

本分科会では、開催要項にあるとおり、大きく2つの研究課題と五つの視点を設定しておりますが、発表された3本のレポートは、すべての課題を網羅しているとはいはず、討議がレポート中心に偏ってしまったことをお詫びいたします。

また、昨年は予想を超える8本のレポート数を確保することができます、多様な職種の方々に集まつていただき、様々な視点からの討議があり交流できました。しかし、本年は規模が縮小し、そのことに対して共同研究者として何の手立ても打たなかつたことに対しても反省しております。

その中でも、各地域や学校の実態・実践を交流しながら

提起された課題について論議を深めることができたのは、レポート発表者や参加者の皆様のおかげであり、活発な討議に深く感謝するしたいです。

一 レポートの概要

中山徹氏は、『地域再生と経済の再生』（新日本出版）の中で、「学校区の基本は小学生の行動範囲である」と述べている。さらに、「一学校区の大きさは、100ヘクタール、すなわち1キロメートル四方、小学校が中心に位置する場合、最も離れた位置から700メートルとなる。これは大人が歩いて10分、児童で15分程度となる。学校区は児童のための単位だけにとどまらず、コミュニティの基礎単位であり、日本では様々な地域活動がこの単位を基礎として取り組まれてきた。」とも述べている。

夕張市は、二〇一〇年四月に3中学校が合併して1校となつた。188名の「新生夕張中学校」のうち、96名の生徒が路線バスと一部スクールバスでの通学が始まつた。

二〇一一年四月には、市内6小学校が一気に一校に統合された。しかも、中学生と同様に路線バスで通学している。二〇〇六年一二月末に夕張を視察した菅総務大臣は、「お年寄りと子どもには配慮したい」「どこに住んでいても同じような教育が受けることができる」というのが国の政策でありますから、支障がきたさないようにしたい」と発言していた。

また、二〇〇七年「夕張財政再建計画」策定時には、市民の不安の声の中、小学校問題は1年かけて論議することとなつた。

しかし、この間、夕張市と夕張市教育委員会は、小学校の経費の8割が教職員の人物費であり、国や道の負担は軽減されても、夕張財政再建には微々たる経費削減にしかならないにもかかわらず、財政再建上やむを得ないとしてして小学校の1校化を前提に住民説明会を開いている。

さらに、1校化を進めるにあたつて、当初の説明会では、

「スクールバス8台で、児童生徒の通学の安心・安全を確保する」として市民の反発をかわしていたが、二〇〇八年になつてからは、「運行コスト上から「路線バス方式（児童生徒の通学ニーズに合わせた路線の見直し及び登下校時にあわせた運行ダイヤと運行便数の見直し）」を打ち出してきた。

そして、二〇〇九年三月議会で市教育委員会は、小学校の一校化にあたり、通学方法の検証結果として「スクールバスの運行」と「路線バス方式」を比較し、「路線バスを活用する方法が一般住民を含め、児童生徒にとつて最も効率的な方法であると考え、今後この方向でとり進めていくことを表明した。

市教育委員会の突然の方向転換は、住民説明会での答弁をあつさりと反故にする「裏切り行為」と市民の多くは感じたはずである。

二〇一〇年スタートした「財政再生計画」における夕張市の職員体制を見ればわかるとおり、二〇〇七年の財政再建計画がすでに破綻している（二〇〇六年に309人だった職員を100人以下とするとしていたのに130人程の規模となつている）のにもかかわらず、住民による3000筆を超える「一校化反対」の署名を無視して、小学校の1校化が押し進められた。

このことは、先に紹介した中山徹氏が主張するとおり、「道州制の導入と市町村の合併」という国の赤字解消の手段の中で、教育が切り捨てられることを意味している。

夕張の場合、憲法第11条（基本的人権の享有）、第23条（学問の自由）・第25条（生存権）に保障された権利は、「財政破綻・市民責任論」から、いとも簡単に切り捨てられたこ

とを意味し、このことが全国へと波及している。

今、夕張再建・再生計画から五年が経過し、新市長による「市長と話そう会」が毎週のように実施されている。夕張市議会も、夕張市内 P.T.A 連合会との懇談を始めようとしている。地域の教育は、地域住民で考えるという当たり前の住民自治が、いまようやく夕張で始まるとしている。

2 『学校徴収金を考える』

上ノ国町立上ノ国小学校 篠谷 透

私費会計は、学校事務職員にとって、公費会計以上に職場を異にすることによって、慣れるまで時間がかかり、戸惑うものである。その中で学校徴収金について考えてみたい。

「学校徴収金」とは、道や市町村費及び国費以外の経費で、学校教育活動において必要となる経費の内で、保護者が学校教育の充実・発展を願い、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費をいう。

基本原則として、①保護者への説明責任、②必要最小限の額の徴収、③適切な方法による管理の3点が挙げられる。また、公費負担と私費負担の区別の考え方も学校等において共通認識が必要である。

一例として分類すると、以下のとおりとなる。

①学校運営に関する経費で、学校共通の水準の維持に必要な経費は原則として公費負担とする

〔具体例として施設の建設・維持・補修に関する費用・備品の購入、修理に関する費用・児童生徒の心身の健康、安全に関する費用・授業に要する経費など〕

②授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が児童生徒に還元される物に関する経費は、個人に負担を求める

〔具体例として制服、運動着等の学校指定の被服類・辞書、テキスト等の副教材の費用、実習材料費・漢検、英検等検定試験等の費用・修学旅行、遠足、芸術鑑賞等の行事費用・課外活動の経費など〕

③原則的には公費負担すべき経費ではあるが、公費負担の水準を質的量的に上回り P.T.A 等の団体の考え方や要望により、学校の実情等に応じて私費からの負担によつて対応する経費

このような考え方が一般的である。

さらに、学校徴収金は、保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもつて保護者の負担の軽減に努めることも重要である。そのためには、見積もりの実施など安価に購入できる手段の実行はもとよ

り、事業や購入品目の定期的な見直しも必要となる。

本校の学校徴収金の現状について、業務分担・徴収項目・徴収方法・金額・未納額・徴収率・会計処理の手順・昨年度の実績（具体的数値等については公開しません）を現してみると、次のような課題が見えてくる。

- ・子どもが直接学校に現金を持参するので金銭事故の心配や出し忘れ等により徴収事務が効率的でない。
- ・徴収事務をする場所がなく、職員室で行っているが電話対応や児童の職員室への出入り等でその場を離れることがあります、金銭事故が心配である。
- ・未納はそれほど多くはないが、未納家庭は納入に対するモラルが低く真剣に考えていない。

これらの課題解決の手立てとして、徴収方法については、なるべく学校現場で現金の取り扱いを少なくするためにも、口座振替等の検討が必要である。しかし、給食費については、口座振替にすると未納が増える等の理由で、給食センターや町教委の反対もあり、話し合いを続けながら解決を図りたい。

未納については、文書での督促・担任からの電話連絡・町教委と連携した督促などの努力により最小限に止まつているが、効果のない家庭もある（最近になつて未納者の意識や実情を探りたく、「未納家庭へのアンケート」を実施す

ることを考えている）。就学援助家庭については、生活保護家庭には教育扶助が直接的に行われる関係から、生活保護家庭における未納もあるが、適切な制度運用を行うことで解決も可能であると思う。

最終的には、「学校徴収金」を公金化することによって、保護者負担とされている学校教育に必要な経費を明確化しながら、公教育無償化の実現を図りたい。それまでの間、私費負担軽減のために、予算の厳しい中ではあるが、節約と工夫の執行努力により公費負担の割合を増やすことが学校事務職員としての役割ではないか。

3 「稚内市と連携した学校図書館整備」

稚内市立天北小中学校 永島 敏史

稚内市では、平成18年10月より図書支援員（市正職員）を市街地五小学校に配備し、さらに翌年に4中学校にも配備した。稚内市立図書館の新設と整備、並びに学校図書室の充実を念頭に置いた支援体制で、これにより、市街地小学校では図書館利用率の向上や子どもたちの図書に関する意欲、関心が増えたことが報告されている。

具体的な手立てとして、図書の分類を日本十進分類法NDC9版を元に整備、台帳のデータ化、POPによる視覚

的な関心意欲を持たせる取組、市立図書館より書架ごとの学校への貸出などによるもので、今後も市立図書館とのデータ共有を行い、不足図書を補う取組も検討されている。

また、稚内市教育研究所においても「学校図書館活用委員会」を数年前に立ち上げ、年3回、担当教員と図書館職員との協議が行われているが、学校としての取組は、市立図書館の分類に基づく整備や購入図書の台帳化を行うにとどまっている。

平成19年度から文部科学省では新施策として「新学校図書館整備5か年計画」がスタートし、平成23年度までの5年間で総額約1000億円（毎年約200億円）の図書整備費を地方交付税で措置している。これは、「図書標準」を達成している学校の割合が、平成18年3月末現在、小学校40・1%、中学校34・9%にとどまっているため、図書標準を達成するための「増加冊数分」の図書費に加えて、図書廃棄図書を更新するための「更新冊数分」の図書費を新たに盛り込み、この財源を活用して学校図書館を充実させ、子どもの豊かな人格形成やよりよく生きるための基礎的な言語力を育む環境づくりを推進させる目的からである。しかしながら、目に見える財政措置にもかかわらず、現実的に図書費が激増（標準を達成するための分の増額という意味）した学校は、少なかつたのではないだろうか。北海道

の場合、学校数も多いため振り分けると微増でしようが、一般財源化されて各市町村に配分されてしまつたためであると思われる。

今後の学校図書室の教育条件整備に関して考えることは、今の社会情勢がネット社会に変貌し、活字不足が一層顕著に見受けられる時代になり、本を読むことを知らない世代が増えている事実や、書籍 자체がデータ化され液晶画面を読むことで事足りる状況をみると、本の存在意義が問われていると思う。また、このような状況の中で社会としてきちんと考えて行かなければならないと思う。

学校図書室においては、「本を読むこと」以外でも教育的には重要な側面もあると思う。例えば、「借りた本を元に戻す」という行為は、人の物を借りる、そして返すという社会のルールを身につけさせる機会になり、「静かに本を読む」という行為は、自己中心ではなく、他の人のことを尊重させる機会にもなると思う。

学校図書館は、教育の一環として重要な役割を担つていると思う。そして、時代に左右されることなく、整備されていかなくてはならない。その整備に関しては、今後も力を注ぎ、子どもたちへ還元していく工夫も必要であると考える。そのためには、稚内市においても、支援員さんに頼らす、学校として蔵書状況を把握し、不足分を補つてい

くことが必要である。

また、学習指導要領の改定に伴い、学校図書室の利用法も変わりつつある。その現状も踏まえ、学校教育条件整備、学校環境整備として学校全体でとらえていかなければならない。

二 討議のまとめにかえて

紙面の関係から、個々のレポートの詳らかな討議内容についての記述は控え、簡単にまとめを述べます。

「夕張再生と、子どもの教育・貧困」は、小学校一校化の地域への影響についての報告で、学校統廃合が地域再建に貢献するどころか、「財政難で学校をなくす」→「集落がなくなる」→「人口減に拍車」→「交付税減額」→「財政難」という悪循環となること、国の政策が私たちの教育のとらえ方と大きなずれがあることなどが、夕張以外の地域の状況からも明らかになりました。新市長との話し合いの中で、夕張の真の再建とは何なのかを探り始めているとのことで、今後も継続した報告を期待します。

「学校徴収金を考える」は、学校教育費の保護者負担について、学校事務職員の基本的なスタンスについて考え方を報告しています。校内での未納対策や保護者負担を減ら

す取組、当面の公費・私費区分についての報告があり、中でもコミュニケーションを切らさないため未納家庭へアンケートを送付したという実践は、次年度に引き続き報告があることを期待されています。また、大きな課題でもある「教育費無償化」という観点からも、より具体的な取り組みの実践報告が望されます。

「稚内市と連携した学校図書館整備」は、学校図書室の教育条件整備について取り上げた初の報告でした。稚内市は正規の図書館職員を小中学校に「図書支援員」として配置しており、国の交付金で大量の図書の購入を迫られた際にも、支援員の方が各学校に「推奨図書一覧」を示してくれたなど、専門職員配置の必要性があらためて確認されました。また、国の施策に係わり予算が追加された際、補助金と一般財源では、末端の学校に到達するときに大きな違いがあることも確認できました。その際には、情報の収集と自治体への働きかけが今後とも重要であることが再認識されました。

予算・人員の削減や多忙化により、課題解決の糸口を見いだしにくい状況ですが、子どもの実態から出発した調査や個々の学校における身近な実践報告を生かしながら今後の運動の方向性を押し進めていくことを確認しました。